

平成 31 年 4 月 1 日以降に住宅の工事契約又は売買契約を締結した場合の奨励金の額

転入者の方

取得住宅の種類	奨 励 金 額 等				
	住宅奨励金	県産木材使用加算金	土地取得加算金	子ども加算金	限度額
新築住宅	1 戸につき 50 万円を交付	住宅の総木材使用量のうち石川県産材を 50%以上使用した場合に 20 万円を交付	住宅を取得するため、新たに土地を購入した場合に 50 万円を交付 ただし、土地購入代金が 50 万円未満の場合には土地購入代金を上限とする	住宅取得時に義務教育修了前の I ターン者又は U ターン者と同居している場合に 1 人につき 50 万円を交付 ただし、転入後に生まれた者は対象としない	200 万円
中古住宅	1 戸につき 50 万円を交付	—	—	—	50 万円

町内在住者（50 歳以下）の方

取得住宅の種類	奨 励 金 額 等		
	住宅奨励金	県産木材使用加算金	限度額
新築住宅	1 戸につき 50 万円を交付	住宅の総木材使用量のうち石川県産材を 50%以上使用した場合に 20 万円を交付	70 万円